

自由と平和のための京大有志の会主催
軍事研究とわたしたち

——どのように向かい合うべきか？——

学術会議は何を議論し、 何を議論しなかったのか？ ——軍事的安全保障研究声明と 学術の軍事化——

声明

軍事的安全保障研究に関する声明



平成29年（2017年）3月24日

日本学術会議

甲南大学文学部教授
日本学術会議前副会長
井野瀬久美恵
2017.11.26. @京都大学

自己紹介にかえて

『大英帝国はミュージックホールから』朝日新聞社、1990

『子どもたちの大英帝国』中公新書、1992

(文庫版タイトル『フリーガンと呼ばれた少年たち』1999)

『黒人王、白人王に謁見す』山川出版社、1993

『女たちの大英帝国』講談社現代新書、1998

『植民地経験のゆくえ——アリス・グリーンのスロンと世紀転換期の大英帝国』
人文書院、2004

『大英帝国という経験』(興亡の世界史・第16巻)講談社、2007

井野瀬久美恵編『イギリス文化史入門』昭和堂、1993

井野瀬久美恵編『イギリス文化史』昭和堂、2010

栗本英世・井野瀬久美恵編『植民地経験のゆくえ』人文書院、1999

北川勝彦・井野瀬久美恵編『アフリカと帝国——コロニアリズムの新地平』晃洋書房、
2011

「民衆感情と戦争——イギリスにおける『戦争熱』再考」in 小野塚知二(編)『第一次
世界大戦開戦原因の再検討』岩波書店、2014 他多数

井野瀬久美恵監訳・解題 バーバラ・チェイス＝リボウ『ホッテントット・ヴィーナス』法
政大学出版会、2012

敗戦後の「学術の民主化」プロセスで生まれた日本学術会議

年 月	主な出来事
1948年 7月 12月	日本学術会議法公布 日本学術会議法に基づく第1回選挙施行、12月20日に当選人確定 ※会員選出方法は公選制
1949年 1月	内閣総理大臣の所轄の下に日本学術会議設立（第1回総会） ※日本学士院は日本学術会議に含まれる栄誉機関となる
1950年 4月	「戦争を目的とする科学の研究には今後絶対に従わない」 声明
1956年 4月	日本学士院が文部省に移管され、日本学術会議から独立
1967年10月	「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれに行わない」 声明
1970年 7月	現庁舎（港区六本木・乃木坂）に移転 ※それまでは日本学士院の庁舎を使用
1984年 5月	日本学術会議法の一部を改正する法律施行 →会員選出方法を学協会を基盤とする推薦制へ変更
2001年 1月	中央省庁等改革基本法施行に伴い、総務大臣の所轄へ
2005年 4月	日本学術会議法の一部を改正する法律の一部施行に伴い、再び内閣総理大臣の所轄へ
10月	日本学術会議法の一部を改正する法律施行 →会員選出方法を現会員等による推薦制へ変更、70歳定年制の導入、部の大括り化（7部制→3部制）、連携会員の新設、外部評価制度の導入 等の大幅な改革を実施

日本学術会議とは

目的：わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させること。（日本学術会議法第2条）

位置付け：内閣総理大臣の所轄（同法第1条第2項）の下の「特別の機関」——独立して職務を行う（同法第3条）

職務：1. 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
2. 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。（同法第3条）

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

（日本学術会議法、1948年7月13日）

組織図



会長

副会長：組織運営等担当

副会長：政府との関係等担当

副会長：国際活動担当

日本学術会議

会員：210名
総会

連携会員：約2,000名

事務局

幹事会

附置委員会

部

第一部(人文・社会科学)

第二部(生命科学)

第三部(理学・工学)

委員会

機能別委員会

分野別委員会

課題別委員会

課題別委員会「安全保障と学術に関する検討委員会」

2016.5.20. 検討委員会設置

6.24 第1回（以後、月に一度の開催で審議）

8月 各部の夏期部会で議論

10月 学術会議総会で意見交換

2017.1.16 第8回から各委員のコメントに基づき
「中間とりまとめ」案の審議

2017.2.4 第9回＋ 公開学術フォーラム

2017.2.15. 第10回 「中間とりまとめ」の採択

2017.3.7. 第11回 「声明」案・「報告」案の決定

2017.3.24. 幹事会による「声明」の採択

2017.4.13. 幹事会による「報告」の採択

2017.4.14. 総会における検討委員会審議報告

＊詳細な議事速記録、机上配布資料、学術会議内外からの意見、関連新聞記事等を全てウェブサイトで公表して、議論の透明化に努める。

＊今後も記録の保存が重要となる。

2017. 2. 4 軍学共同反対

大学の危機突破：学術会議前大要請行動

とき：2月4日（土） 11時30分-12時30分

ところ：学術会議前（千代田線 乃木坂駅 5番出口前）

リレートーク・スタンディング(あなたの思いをプラカードで用意できましたら宜しく)。13時～学術会議のフォーラム。

軍学共同反対：

いま、軍学共同が急進展、これまで2年間に3億円から6億円へと倍増してきた武器研究に大学等をさそう防衛省予算（安全保障技術研究推進制度）が来年度予算で110億円です。これは、戦前のように大学を丸ごと軍の為の下請け研究機関にしようという第一歩で、次には200億、500億、1000億円という勢いはたしかです。大学人・学術界が、これに明確にNOを突き付ければこの計画はストップできます。1) **学術会議が明確にこれを拒否する姿勢を示すこと**、2) **各大学がこの資金を拒否すること**、この2点を強く訴える大行動です。日本の社会が全体として、米国のように軍産学複合体体制＝死の商人国家に変化するか否かの分岐点があります。ぜひ多数の大学人と市民の皆さんが声をあげていただくことを訴えます。

大学の危機突破：

いま大学の現状は悲慘な状況です、研究費・財政問題、-- 年間の教員個人研究(+教育) 費は4万円以下の例も、人事凍結（退職教員がでても2年間は新規に教員は不採用）という悲慘な状況もあります。この研究条件が、軍学共同を誘う素地になっています。基礎科学を無視するこの姿勢に、ノーベル賞受賞者からも批判が相次いでいます。さらに、学生の勉学条件・生活も、奨学金、授業料、等先進国で最低の教育条件、さらにブラックバイトなどできわめて厳しいところに追い込まれています。これらに、今こそ、直接声をあげるときでしょう。学生の皆さんにも広く参加をよびかけます。

大学は、地域の知の拠点でもあり、国民のための大学であったほしいと、市民と大学人あわせて、大学の危機にあたり、また、9条をもつ日本で「死の商人」の支配する社会にしては絶対になりません。ぜひ多数の方の結集をよびかけます。

共催： **軍学共同反対市民の会**、**東京地区大学教職員組合協議会**、**憲法会議**、**日本民主法律家協会**、**日本平和委員会**、**PeaceNight9** (9条を守りたいという都内

協賛： **軍学共同反対連絡会**

街頭に染み出した
大学の危機と軍事研究問題



- 2013.12. 国家安全保障戦略について（国家安全保障会議・閣議決定） ➡ 国際
協調主義に基づく積極的平和外交/産官学による安全保障
- 2014.4. 防衛装備移転三原則（国家安全保障会議・閣議決定）
- 2014.6. 改正学校教育法及び国立大学法人法
（学長権限強化によるトップダウンの「大学改革」推進）
防衛省「防衛生産・技術基盤戦略」
- 2014.12.10. 特定秘密保護法施行
- 2015.4.27 日米防衛指針18年ぶりに改訂(同盟調整メカニズム)
- 2015.6.8. 文科大臣通知「国立大学法人等の組織及び業務全般の
見直しについて」(6.8通知) ➡ 人文・社会科学と大学の未来
- 2015.6.10 国会で防衛装備庁（防衛装備品の開発と管理を一元化）設置を
柱とする改正防衛省設置法成立
- 7.8.～8.12 安全保障技術研究推進制度公募(防衛省技術研究本部)
- 7.17. 学術会議第一部附置「人文・社会科学とその振興に関する分科会」
（設置後、2017.2.24.の提言提出までに全14回審議開催）
- 9.18 文科省「新時代を見据えた国立大学改革」
（6.8通知による誤解対応のために学術会議幹事会説明資料・同時公表）
- 9.19 安全保障関連法(集団的自衛権・PKO武器使用拡大)
- 10.1. 防衛装備庁発足
- 2016.1.29. 学術会議幹事会にて防衛装備庁関係者の説明
- 4.14. 日本学術会議総会における「会長私見」の波紋
- 5.20 課題別委員会「安全保障と学術に関する検討委員会」の設置

課題別委員会として2016年5月20日設置

「安全保障と学術に関する検討委員会」

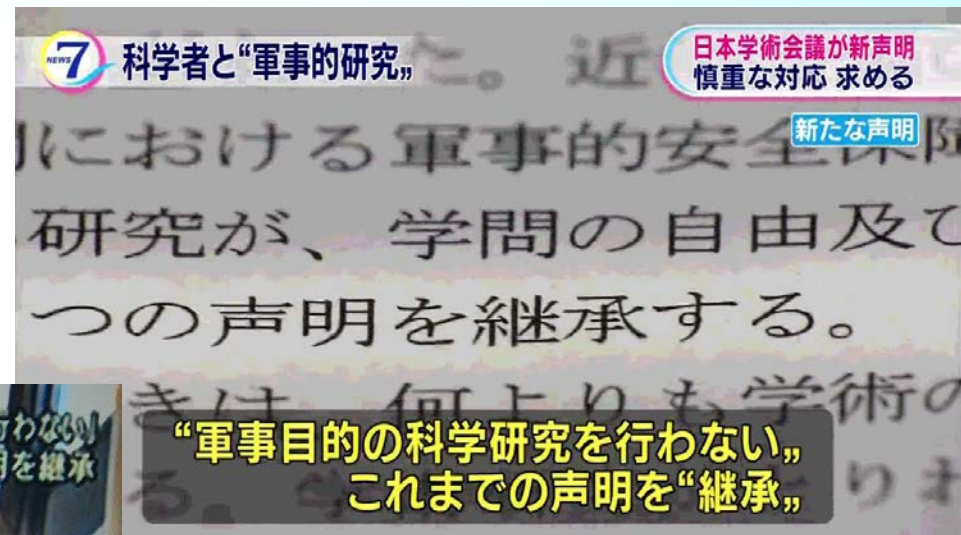
【審議内容】

- (1) 50年及び67年決議以降の条件変化をどうとらえるか
- (2) 軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題
- (3) 安全保障にかかわる研究が学術会議の公開性・透明性に及ぼす影響
- (4) 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響
- (5) 研究適切性の判断は個々の研究者に委ねられるか、機関等に委ねられるか



NHK ニュース(2017年3月24日OA) ➡

下2枚は報道ステーション
(2017年3月7日OA)



軍事的安全保障研究に関する2017年声明

(1)1950年声明、1967年声明の「継承」する

2つの声明の背景には、「科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。」

→「近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認」 → 「**懸念**」の継承でもある
「学術の軍事化」への懸念が意識される時代状況の共有

(2)「軍事的安全保障研究」がはらむ問題性の確認

学術の健全な発展のために必要：

研究の自主性・自律性、研究結果の公開性

政府の研究者への介入懸念

→「学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて」

→**誰の「歴史的経験」なのか？**

(3) 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」は問題が多い 民生分野の研究資金充実が必要

- 研究資金配分の不備 / 研究資金の出どころが問題
- 2017年度応募の状況(8月ヒアリング)

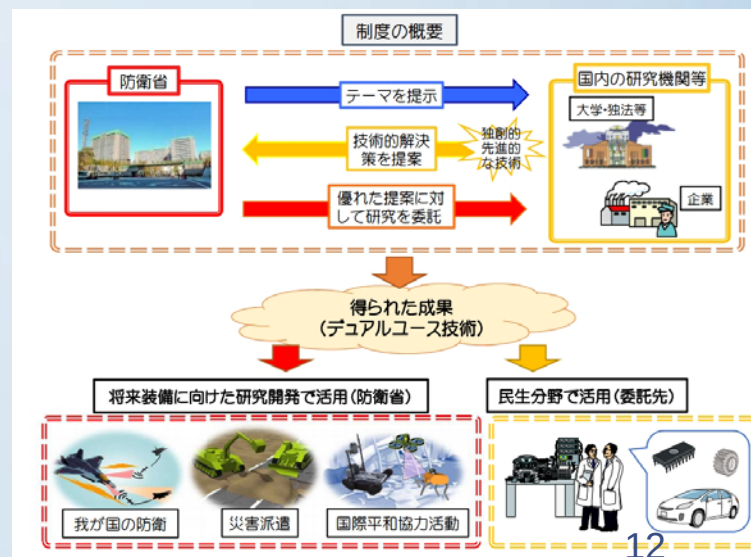
公募受付期間 平成29年3月29日(水)～平成29年5月31日(水)

本制度の運営においては、

- ・ 受託者による研究成果の公表を制限することはありません。
- ・ 特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはありません。
- ・ 研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。
- ・ プログラムオフィサーが研究内容に介入することはありません。

安倍政権における 軍事研究予算の推移

「安全保障技術研究推進制度」予算
(単位: 億円)



(4)大学等の研究機関による技術的・倫理的な審査制度の設置＋学協会等によるガイドライン等の設定

→ 研究と教育(留学生を含んだ教育の質・公開性)

「報告」

3-9)科学者が、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しい。研究の

「出口」を管理しきれないからこそ、まずは「入口」において慎重な判断を行うことが求められる。

4-4)軍事的安全保障研究を導入することで、大学等における海外の研究者や留学生等との国際的な共同研究に支障が出ないか、自由で開かれた研究環境や教育環境が維持できるか、学生や若手研究者の進路が限定されないか等の懸念もある。

軍事研究を巡る日本学術会議の声明

1950年	戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明(声明) ■ 再び戦争の惨禍が到来しないよう切望する ■ 戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わない	2017年	軍事的安全保障研究に関する声明案の骨子 ■ 50年と67年の二つの声明を継承 ■ 防衛省の研究公募制度は、政府による研究への介入が著しく、学術の健全な発展という見地から問題が多い。民生分野の研究資金の一層の充実が必要 ■ 大学などの研究機関は「軍事的安全保障研究」の適切性を技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきだ ■ 学会がガイドラインなどを設定することも求められる
67年	軍事目的のための科学研究を行わない声明 ■ 科学研究の成果は平和のために奉仕すべきだ ■ 戦争を目的とする科学の研究は絶対に行わない		

毎日新聞(2017.3.7.)

軍事研究めぐる学術会議声明

■声明比較(主な内容)

1950年 (約220字)	「世界平和の使として(中略)戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わない」
1967年 (約470字)	「科学研究の成果が又平和のために奉仕すべきことを念頭におき、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」
今回 (約1100字)	「国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承」 「軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる」



日本学術会議の安全保障と学術に関する検討委員会

審査は大学に求める

日本学術会議は13日から開かれる総会で、ほぼ1年間の議論を踏まえて決定した学術界での軍事研究のあり方の「声明」について、全会員が参加して議論する。

学術会議は1950年と67年にも軍事研究をめぐる声明を出した。どちらも憲法9条を念頭に、科学が平和に貢献するとする理念を掲げ、「戦争を目的とする研究は行わない」などと、明確な表現で社会にメッセージを送った。

今回の声明は、軍事研究が機密性などの面で学問の健全な発展を阻害するという、学術会議は1950年と67年にも軍事研究をめぐる声明を出した。どちらも憲法9条を念頭に、科学が平和に貢献するとする理念を掲げ、「戦争を目的とする研究は行わない」などと、明確な表現で社会にメッセージを送った。

足)では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家だけでなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。

研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のために使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的

3月下旬、豊橋技術科学大学は安全保障関連の研究費について、「成果が公開される」「基礎研究に限る」など10項目の審査項目を定めた規定を作った。「テーマが戦争を目的とした研究ではないこと」などが特に重要な項目という。大西隆学長(学術会議会長)は「自衛のための軍事研究は認められる」が持論で、同大は過去に防衛省の研究費

を受け入れている。日本の大学の多くは軍事研究に慎重で、法政大や関西大など、「禁止」の方針を掲げた大学もある。一方で、防衛省などの研究費を受け入れてきた大学の今後の対応は未知数だ。防衛省が5月末に締め切る今年度の研究費への応募数の増減が、声明の効果を示す一つの目安になりそうだ。(嘉幡久敬)

軍事的安全保障研究に関する声明(全文)

日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、また1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認

し、上記2つの声明を継承する。科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。しかるに、軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」(2015年度発

(5) 科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けていく必要性と日本学術会議の役割

→学術会議における議論継続の「器」はどこか？

「課題別委員会」という枠組みの限界

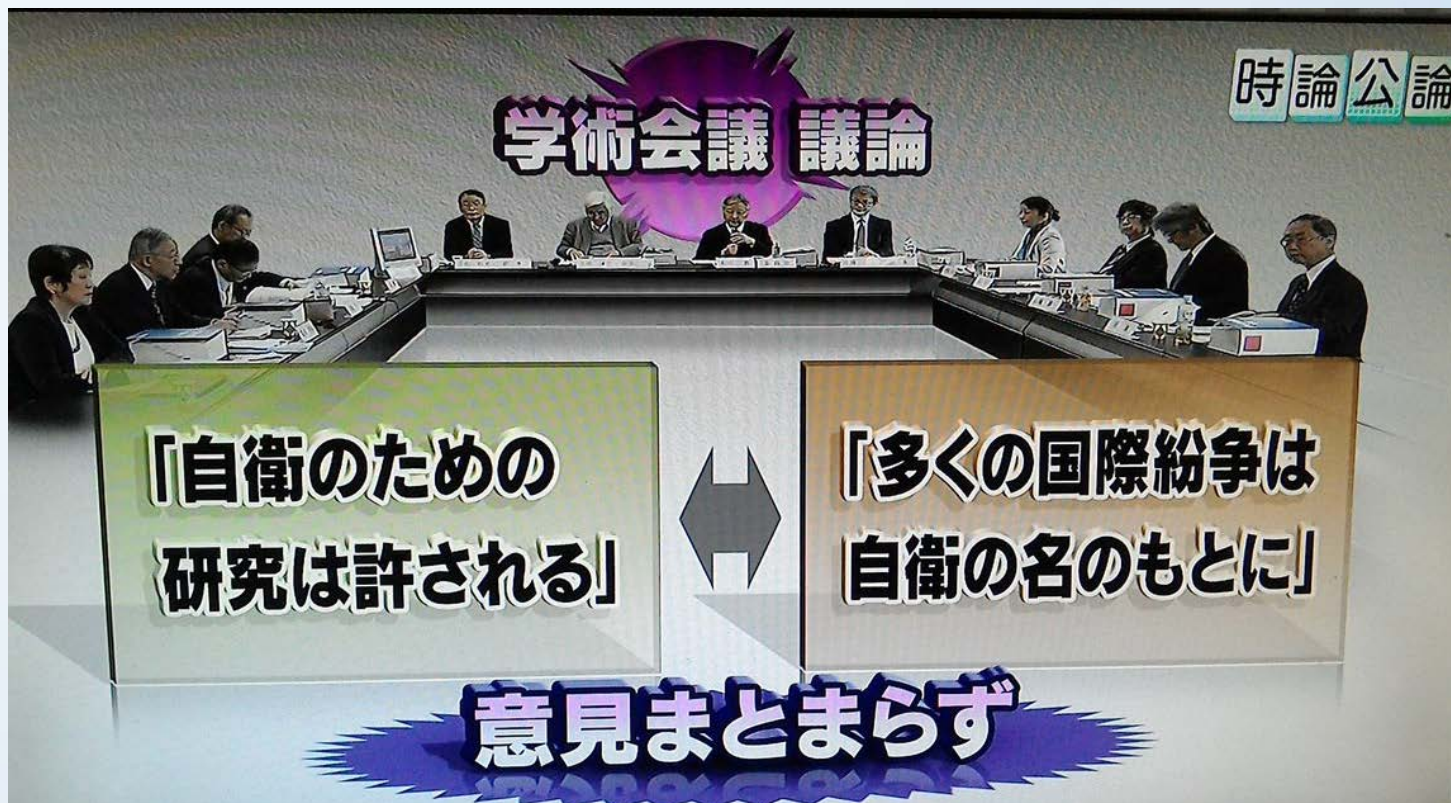
→「学術会議とは何か」の存在意義

学術会議改革との双方向性

報告１－７）日本学術会議はすべての科学者の代表機関であるが、問われているのは、従来は軍事的安全保障研究にほとんど携わってこなかった大学等の研究機関において、軍事的安全保障研究が拡大・浸透することをどう考えるかである。政府機関及び企業等と、学問の自由を基礎とする大学等の研究機関とでは、所属する科学者と機関・組織との関係が質的に異なる。本委員会では、主として大学等の研究機関における研究のあり方について検討した。

➡ 学問の自由（第23条）＞ 「自衛」隊・平和（第9条）

NHK「時論公論」(2017年3月27日放映)



学問の自由

憲法23条 学問の自由はこれを保障する
(Academic freedom is guaranteed.)

内部の温度差が継続して存在

各専門領域特性による見方・考え方（＋個人の経験）

議論のすれ違い・・・

井野瀬久美恵「軍事研究と日本のアカデミズムー学術会議
は何を『反省』してきたのか」『世界』岩波書店、2017年2月号

★ 1950年声明と変わらない構図

人文・社会科学に対する思想弾圧の経験・その研究

旧第一部（文学）、第二部（法学）、第三部（経済）

太平洋戦争前・戦争中に見失った「科学者の良心」の回復

旧第四部（理学）、第六部（農学）

＋ 科学者たちによる国際的平和運動（←ユネスコ）

年 月	「戦争を目的とする科学研究はしない声明」をめぐる主な出来事
1945年11月	日本学士院で科学・技術立て直し議論開始
1946年1月	文部省に人文科学研究課設置
6月	長岡・学士院院長子息、嵯峨根遼吉ら次世代による学術民主化の動き
1947年8月	学術体制刷新委員会結成(米国学術顧問団に人文科学系の要請)
1948年7月	ユネスコ、8人の社会科学者声明
	日本学術会議法公布
12月	ユネスコ、世界人権宣言
	平和問題懇話会(@明治記念館)
	日本学術会議法に基づく第1回選挙施行、12月20日に当選人確定
1949年1月	日本学術会議設立(第1回総会@日本学士院会館)
	「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明」
1950年4月	「戦争を目的とする科学の研究には今後絶対に従わない」声明
	「世界の科学者に講和の希望に関する声明を送る」提案(撤回)
4/1～6/30	平和擁護世界大会委員会の署名運動
6月	朝鮮戦争勃発
8月	警察予備隊創設(1952年10月に保安隊へ改編)
11月	世界平和評議会のアピール(←平和擁護世界大会委員会)
1951年3月	「戦争から科学と人類を守るための決議」(声明案)否決
9月	サンフランシスコ講和会議
10月	「講和条約調印に際しての声明案」否決
1952年10月	「憲法擁護の声明案」否決
	「細菌兵器使用禁止に関するジュネーブ条約批准国会に申入れ」声明案否決
1967年10月	「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれに行わない」声明

軍事化の進展、9条改正の可能性、日本の安全保障のあり方が問題視されるなかで、「一杯のあつもの」(研究資金・人事等)と科学者の良心、学問の自由、平和を求める声

声明「全科学者に訴える」

1950年4月15日 学術会議講堂(@上野)

・・・平和は全国民のためのものであり、また全科学者のためのものである。われわれはこの理由によって、如何なる困難があろうとも、戦争に対する反対と特定の一国に対する軍事基地の供與、思想・学問の自由の剥奪、平和を擁護する科学者の追放など戦争をひきおこすおそれのある一切の政策・行為・意見に対しても反対することを決議した。われわれは**研究資金の交附、就職の機会の増加、その他の誘惑によって戦争準備に協力することが、如何に危険であるかをも知っている。われわれはその故に、一杯のあつものと、全相続権とを交換した愚をくりかえすことを欲しない。**われわれはこの決意が真実を愛する全科学者によって支持されることを切望してやまない。

上原専禄・大内兵衛・戒能通孝・武田栄一・尾形昭二『講和——その後の日本』東京大学協同組合出版部1950年7月、3-6頁。

➡実質的な1950年4月28日声明の基盤となる

「戦争を目的とする科学研究には絶対に従わない決意の表明」の学術会議における「主体」はどこだったのか？

第1期 学問・思想の自由保障委員会

第2期 学問・思想の自由委員会（～13期）

第14期 第二常置委員会（～17期、2000.7.）

第18・19期 学術と社会常置委員会(～2006)

2006.10.3.「科学者の行動規範」

背景：競争的資金等の獲得のための競争激化、任期制ポストなどの成果主値で科学者を取り巻く環境が変化するなか、科学者倫理(不正行為防止)を議論

第20期～ 科学者委員会学術体制分科会（？）

2012.11.30.「科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会報告」

2013.1.25.「声明 科学者の行動規範 改訂」

研究の公開性・利用/使用を含む社会への責任

➡2017.8.31.幹事会で検討委員会インパクトレポート提出
申し送り事項として常設委員会設置

＜2017年8月31日幹事会報告のインパクトレポートの一部＞

大学等の研究教育機関では以下の反応がみられる。

（審議体制を整備した事例）

- 声明の公表と相前後して、**豊橋技術科学大学**では、「競争的資金制度等による安全保障研究の取扱い（平成29年3月22日 学長裁定）」を決定し、軍事的安全保障研究に係る審査体制を整備したとしている。また、**東京電機大学**は審査制度を設置したと伝えられている。

（声明に沿った対応をとった事例）

- 日本学術会議の声明と相前後して、**法政大学、関西大学、滋賀県立大学、広島市立大学、中央大学、静岡県立大学**などでは、軍事研究やデュアルユース研究等につき、日本学術会議の声明の趣旨に沿った内容で、学長による声明の発表、方針の策定や相談窓口の整備等の対応を講じている。また、**新潟大学、信州大学、広島大学、長崎大学、琉球大学**なども、安全保障技術研究推進制度には事実上応募しない方針を打ち出したとされている。

•**徳島大学**は日本学術会議の声明において防衛装備庁の制度に問題が多いとの見解であること、及び申請の諾否等を判断する体制が確立していないことから、機関承認は行わないとの方針を打ち出している。

•**帯広畜産大学**では、現時点において大学としての原則的な指針を出すことは拙速であると考えとし、少なくとも本年度は応募を認めないとの方針を示している。

•安全保障技術研究推進制度に採択された実績のある研究者の所属する**東京工業大学**も、平成29年度については審査体制の整備が間に合わないため応募しないこととし、来年度に向けて大学の研究ポリシーにおける軍事・国防関連の研究の扱い、それらの研究に関するガイドラインの改訂整備の検討を進めている。

•同様に採択された実績のある研究者の所属する**神奈川工科大学**、**東京理科大学**、**大阪市立大学**では、平成29年度応募を見送るとともに、審査制度を今後設置する予定と伝えられている。

•**北見工業大学**、**室蘭工業大学**、**高知工科大学**も応募を認めない方針を決めたと伝えられている。

2017年度安全保障技術研究推進制度採択結果

	2016年	2017年
申請件数	44件	104件（採択14件）
大学	23件	22件（採択0件/分担5件）
公的研究機関	11件	27件（採択5件）
企業	10件	55件（採択9件）

平成29年度安全保障技術研究推進制度 応募概要

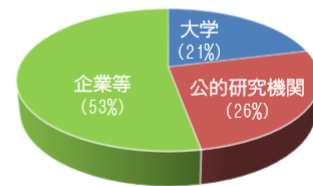
- 3月29日に公募を開始し、5月31日に公募締切り
- 応募件数は104件

○研究代表者所属機関別応募状況

研究代表者 所属機関	大規模研究課題 (タイプS)	小規模研究課題 (タイプA・B)	合計 (割合)
大学	1 件	21 件	22件 (21%)
公的研究機関※1	5 件	22 件	27件 (26%)
企業等※2	12 件	43 件	55件 (53%)

※1 「公的研究機関」とは、独立行政法人、特殊法人及び地方独立行政法人のことをいう。

※2 「企業等」とは、研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人や民間企業等のことをいう。

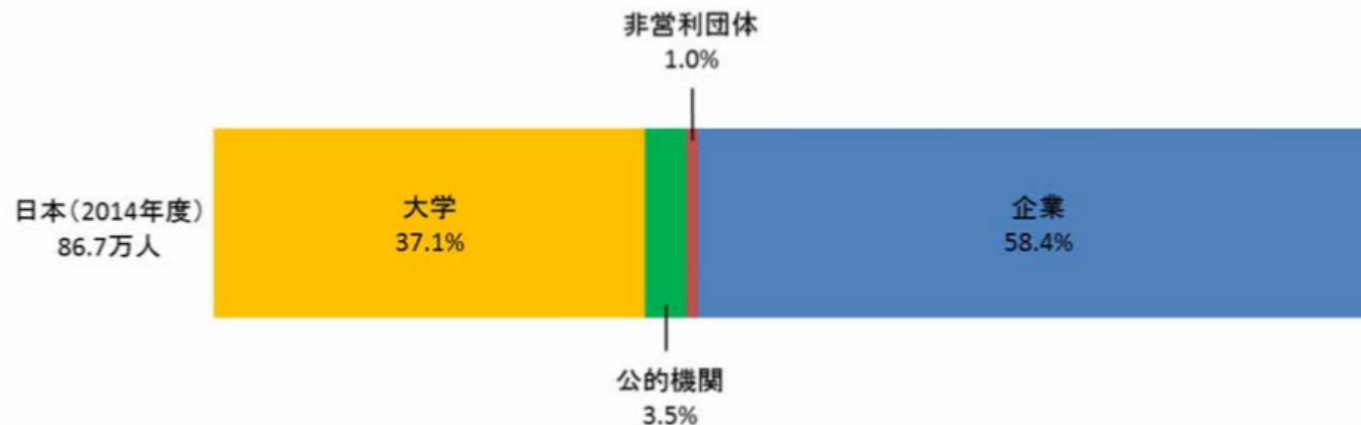


応募状況

➡★大学以外の研究組織での軍事研究を議論から外したこと ——大学だけが軍事研究に手を染めなければいいのか？

2. 1. 2. 3 日本の研究者の組織別割合(実数)

・日本の研究者の組織別割合を見ると、2014年度には、企業部門に所属する研究者は全体の58.4%、次いで大学が37.1%の研究者を抱えている。

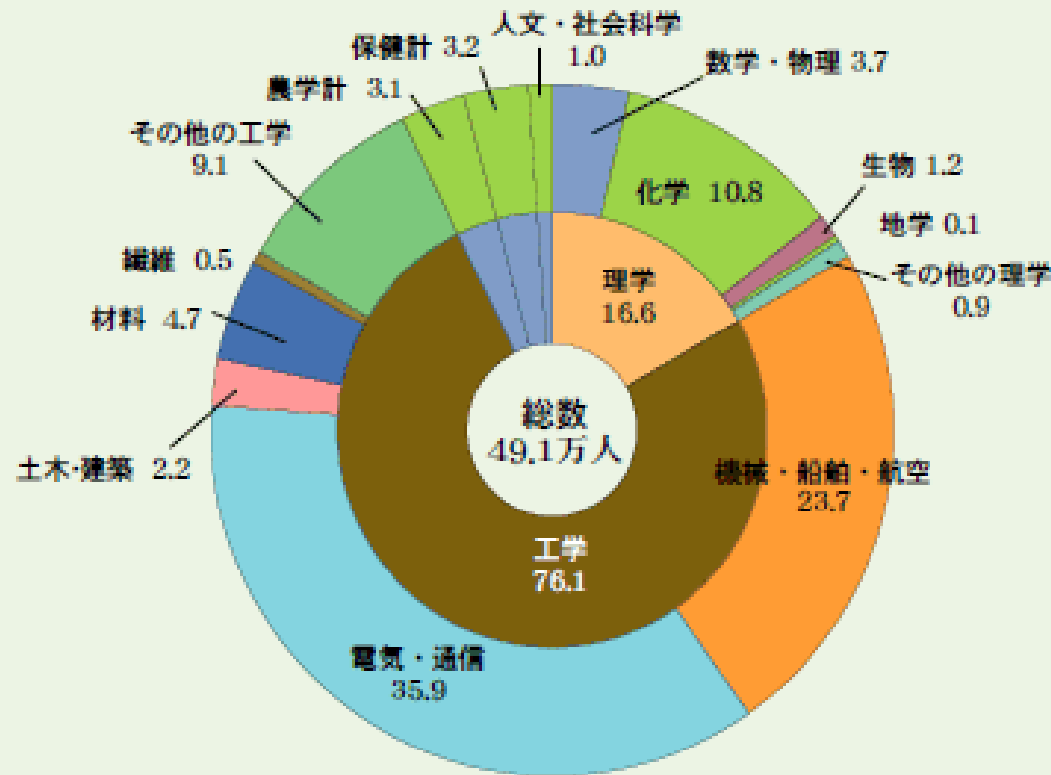


(出典)総務省「平成27年(2015年)科学技術研究調査／総括／第1表 研究主体、組織別研究関係従業者数(企業、非営利団体・公的機関、大学等)／研究関係従業者数／研究者」を基に経済産業省作成。

(備考)本グラフは実数(head-counts)の人数を表している。

平成18年度(2006)版科学技術白書第2章

第2-2-8図 ▶ 企業等の研究者の専門別構成比（平成17年）

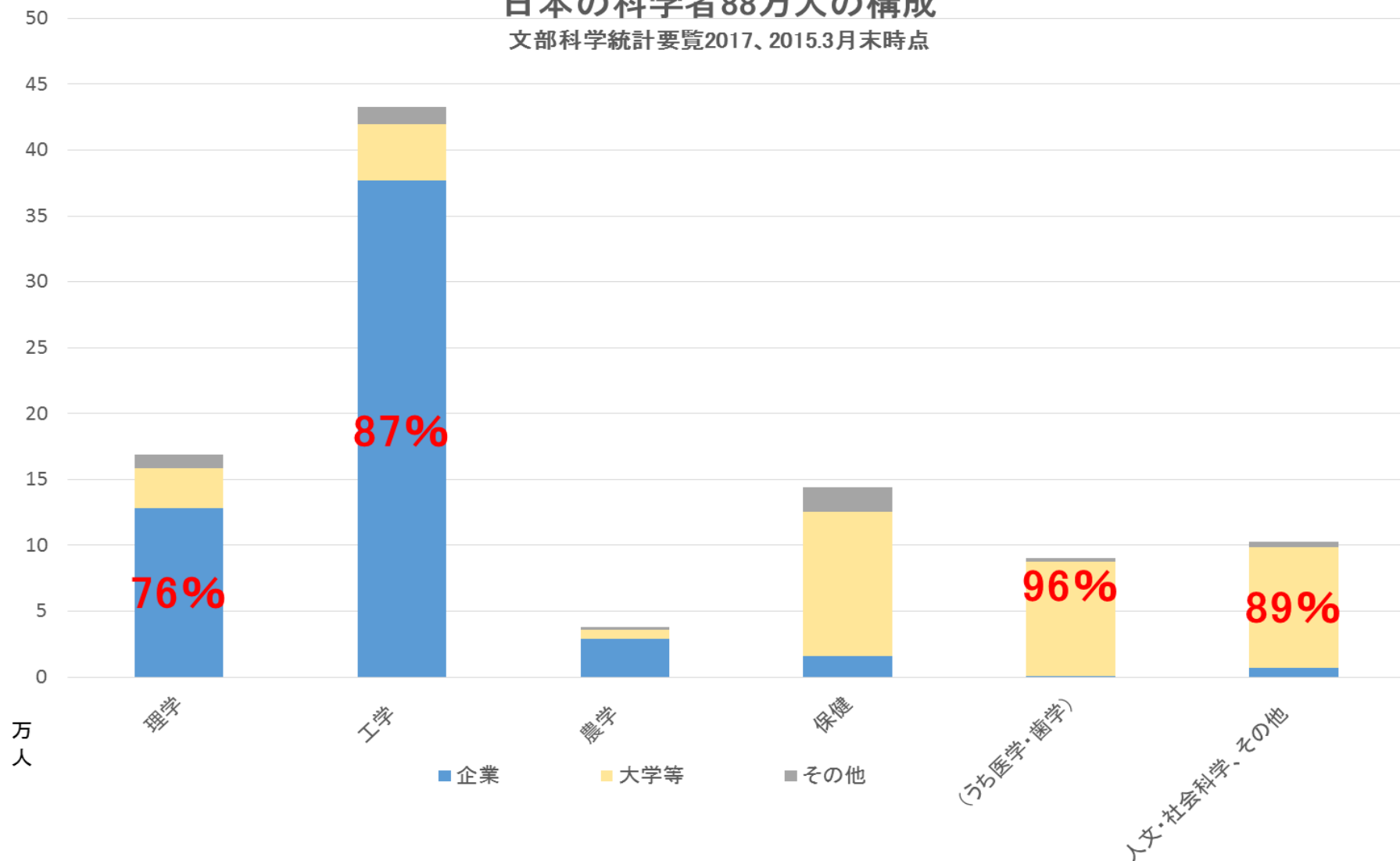


注) 数字は企業等全体の研究者の人数(頭数)に占める割合 (%) である。

資料: 総務省統計局「科学技術研究調査報告」

日本の科学者88万人の構成

文部科学統計要覧2017、2015.3月末時点



※うち保健分野については、医学9万人(企業0.9万人、大学等8.64万人、その他0.27万人)を含む。

★デュアル・ユース という「ナイーヴな境界」

軍事利用と民生利用 / 良い科学(者)と悪い科学(者)

自衛・防衛と攻撃 / 基礎（目的基礎）研究と応用研究

★軍事(戦争の現場)と防災（災害現場)の同一視

被災地復興にあたる自衛隊と自衛隊の海外派兵 の狭間の議論

★議論における時間軸の重要性

＊「日露戦争時に軍事研究反対声明はなかったのに、なぜ今になって反対するのか？」というナイーヴな問い

科学研究と政治の接近はいつからか？

総力戦で膨らんだ軍事研究と軍事予算 イギリスの大学補助金委員会（1919年） / David Edgerton, *Warfare State: Britain, 1920-1970*, 2006. (Warfare State, not Welfare State)

＊「役に立たないようにみえる基礎研究が応用研究につながり、最終的に社会の役に立つ」 「基礎科学/応用科学という二分法は20世紀前半のアメリカで作られ、科学研究への民間投資、公的資金投入を正当化する「神話」として機能した。」 上山隆大『アカデミック・キャピタリズムを超えて——アメリカの大学と科学研究の現在』NTT出版、2010年

★「若手は反対していない」発言

シンポジウム「先端/防衛技術と大学——現代科学技術研究のあり方を考える」(2017年7月14日、@東京工業大学)

★「軍事研究」は、新技術は、現代紛争の解決に役立っているのか？

Subrata Ghoshroy (マサチューセッツ工科大学/Research Affiliate, レーザー技術の専門家、東京工業大学特任教授として赴任予定)

冷戦パラダイムがまだ終焉していない。冷戦時の予算上の優先性で、防衛・軍事的R&D支出が民生R&Dより高い水準にあるが、この間、有意義な科学はほとんど生み出されていない。新技術は今日の紛争ではほとんど使い物にならない。(軍事的R&Dが腐敗事例紹介)

冷戦中に軍事的R&Dが科学のイノベーションを促し、その質は一貫して高かった。しかしながら、1970年代後半以降、特に80年代半ばのSDI構想で、科学性の低い、システムに焦点を当てた大型プロジェクトに移行したことで、科学の質が低下。今もその状況に大きな変化はない。国防総省プログラム関係者は情報を請負業者に依存している。科学としての質低下の大きな一因は、機密を盾に、ピアレビューに欠けること。

→大量難民の発生、劣化する民主主義・人権意識、分断される世界、軍事化強化

**知識だけを盗むことはできない。
きみごと盗まれる。**

池澤夏樹『アトミック・ボックス』
毎日新聞出版、2014年

ご清聴ありがとうございました。





「報告 軍事的安全保障研究について」

1 科学者コミュニティの独立性

4) 安全保障概念は大きく、国家の安全保障と人間の安全保障に区分され、さらに前者が政治・外交的な手段による安全保障と軍事的な手段による安全保障とに区分される。

5) 一般に、学術の健全な発展への影響について慎重な検討を要するのは、このうち、軍事的な手段による国家の安全保障の分野である。この分野にかかわる研究を軍事的安全保障研究と呼ぶ。日本における防衛装備技術の研究もここに含まれる。

6) 日本学術会議において、安全保障と学術との関係について検討する際の焦点は、軍事的安全保障研究の拡大・浸透が、学術会議の健全な発展に及ぼす影響である。

(「軍事研究」という言葉への一部委員の抵抗)

現代社会における学問の自由

第二次世界大戦以前まで、学問の自由を巡る問題は、主として学問研究を担う場であった大学の自治と諸種の権力や権威との間の緊張関係として存在した。この点は、学問の自由が憲法上明記されるに至った今日においても、なお十全に実現しているとはいえず、今後もその保障のための努力が継続される必要がある。しかし戦後半世紀以上経過した今日、学問の自由にかかわる問題は、権力や権威に対する緊張関係を超えて、科学者コミュニティ内部の諸問題にまで広がりをもつに至っている。その背景には、一方におけるそれ自身科学の発展の所産である技術革新のめざましい進展が、他方における社会の大衆社会化と大衆民主主義のいちじるしい進展がある。

平成17年6月23日

日 本 学 術 会 議
学術と社会常置委員会

英訳公開

Statement on Research for Military Security(March 24 2017)

Symposium (Feb. 4, 2017)



Statement

Statement on Research
for Military Security



March 24, 2017
Science Council of Japan

学術（会議）の外・科学者コミュニティ、市民との連携

安全保障関連法に 反対する学者の会

Association of Scholars Opposed to the Security-related Laws

